



新津商工会議所

No.341-1 2014年11月25日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp · Email:n-cci@fsinet.or.jp

*** 12月の主なスケジュール ***

開催日時	種別	内 容
12月15日(月) 10:00~14:00	イベント	女性会びっくり市(不要品販売) 「まちの駅 ぽっぽ」にて開催! 掘り出し物があるかも...!?商品がなくなり次第終了します!
12月19日(金) 14:00~16:00	セミナー	怪しい取引先の見抜き方 詳細は今月号をご覧ください。元刑事がウソをついている人を見抜くテクニックを解説!

新春賀詞交歓会のご案内

会員同士、会議所と会員との親睦を図るため、お1人でも多くのご参加をお待ちしております。

◇日時：1月9日(金)

◇会場：新森ホール

◇記念講演：15:00~16:30

講師 経済アナリスト 田嶋 智太郎 様

※テレビ朝日『やじうまプラス』等に出演

テーマ 「どうなる今後の日本経済」

◇パーティー：16:45~18:30

◇参加費：講演会聴講は無料、パーティー参加費は5,000円

◇申込先：新津商工会議所まで(TEL:22-0121)



~セミナーのご案内~

元刑事が教える

人を見抜くテクニック! 怪しい取引先の見抜き方

相手の言葉を簡単に信じたり、甘い言葉に乗ってしまって取引を後悔したことはありませんか?本講座ではビジネスの現場において、相手が本当に信頼に値するかどうか、ウソをついていないかどうか確認する手法を、人間心理やしぐさを通して元刑事の講師がお話し致します。日常でも役立つこの講座、是非ご参加下さい!

★日時：12月19日(金) 14:00~16:00

★場所：新津商工会議所 3F

★講師：(株)Clearwoods 代表取締役 森 透 氏 ゆきまさ

★参加費：会員：無料 非会員：1,000円

★定員：50名(※定員になり次第締切)

★申込先：新津商工会議所(TEL:22-0121)



年末調整個別相談会のご案内

~給料・賞与を支払っている方へ~

◆日時：1月13日(火)・15日(木)(※14日(水)から15日(木)に変更となりました)
9:00~12:00 / 13:00~16:00

◆会場：新津商工会議所 3F

◆対象：新津地域で個人事業を営む方

◆持ち物：①年末調整の書類一式(税務署より郵送)

②平成26年分所得税源泉徴収簿(ご記入の上、お持ち下さい)

③生命保険料・介護保険料・地震保険料・国民年金保険料等の控除証明書

④国民健康保険料払込金額の確認

⑤控除対象配偶者や扶養親族等の氏名、生年月日の確認

※税理士関与の方はご遠慮ください。



消費税の届出お忘れなく!!

●消費税課税事業者届出書(事由が生じた場合速やかに)

基準期間における課税売上高が1,000万円を超えた事業者は消費税の課税事業者となり、納税地の税務署に提出が必要です。

※平成27年1月1日以降に開始する事業年度については基準期間(平成25年)における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(個人事業者の場合は平成26年の1月1日~6月30日までの期間、法人の場合は原則としてその事業年度の前事業年度開始の日以後6ヶ月の期間)の課税売上高が1,000万円を超えた場合は、課税期間においては課税事業者になります。

なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することも出来ます。

●消費税簡易課税制度選択届出書(適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで)

その課税期間における課税売上高が5,000万円以下の事業所で、簡易課税制度を選択する場合は納税地の税務署に提出が必要です。

●消費税簡易課税制度選択不適用届出書(適用をやめようとする課税期間の初日の前日まで)

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用をやめようとする場合には納税地の税務署に提出が必要です。

●その他各種届出書がありますので年内に届出が必要なものはお忘れなく!!

⇒詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。パンフレット、届出書もダウンロードできます。



新津商工会議所

No.341-2 2014年 11月 25日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年~ 15年以内	基準利率 1.30%~
教育一般貸付	1学生あたり 350万円	教 育 資 金	15年以内	固定金利 2.25%

◎セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです。

【個人営業の方】	【法人営業の方】
・申告決算書 最近2期分 (申告されている場合) ・見積書 (設備資金をお申込の場合)	・履歴事項全部証明書または登記簿謄本 ・最近2期分の確定申告書・決算書 ・最近の試算表(決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方) ・見積書(設備資金をお申込の場合)

★申込み先やお問い合わせ★

日本政策金融公庫国民生活事業の融資申込みは公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所へ。

経営改善貸付(マル経融資、無担保・無保証人)

融資限度額	2,000万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	1.35%
-------	---------	------------	---------------	-------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業(宿泊業及び娯楽業は、20人)では5人以下、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

★申込みやお問い合わせは、新津商工会議所(TEL:22-0121)まで



4名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
(北部地区:遠山、東部地区:近藤、南部地区:蠅野、西部地区:桐生)
経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますのでお気軽にご相談下さい。

資金繰り円滑化相談会

中小企業者の皆様の事業の円滑な資金調達を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催しますのでお知らせいたします。

- 新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)
12月2日(火)・1月6日(火)
- 日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)
12月9日(火)・1月13日(火)



※相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)

~ハローワークからのお知らせ~

労働者を雇ったら入るのが、経営者の義務

労働保険に入っていない経営者に人を雇う資格はありません!

労働者(アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。

まだ労働保険の加入手続きを行っていない事業主は管轄の労働基準監督署またはハローワークで加入手続きをとられるようお願いいたします。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせ下さい。

◎問い合わせ先

新潟労働局労働保険徴収課(TEL:025-288-3502)
ハローワーク新津(TEL:22-2233)



~中小企業経営者のみなさまへ~

国が準備したセーフティネット 安心の材料をご提供します

【経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)】

⇒取引先の突然の倒産!まさかのときの資金調達先は準備していますか?

- ★「取引先の倒産」と「商取引の事実」の確認で迅速に貸付実行。
回収困難となった売掛金(被害額)相当の資金を調達できます。
(※最高8,000万円まで)

★当面の資金繰りに役立ち、自社と社員を守れます。

★掛金は損金(必要経費)に算入できます。

【小規模企業共済】

⇒経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことはお考えですか?

- ★将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金をお受け取りいただけます。

★現役引退後の安心した生活設計が図れます。

★個人事業主の「共同経営者」も加入できます。(※2名まで)

★掛金は全額所得控除の対象になります。

◎お問い合わせ、お申し込みは新津商工会議所(TEL:22-0121)まで